

## 8 高病原性鳥インフルエンザ多発に伴う当所の対応

○大山 知美 藤森 英雄

### 要 約

例年になく今シーズンの高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）続発に伴う対応を通じて、管内農場の飼養衛生管理基準の遵守状況が全国平均と比較し全般的に低いことが判明した。これを受け、飼養衛生管理基準の遵守率向上に向けた対応を行ったので、以下に報告する。

HPAI 発生農場で実施が不十分とされた飼養衛生管理の 7 基準について、農林水産省から自己点検結果の報告依頼があったため、定期報告で遵守状況の報告が義務付けられている 100 羽以上の飼養農家（中規模等農家）に対し第 1 回目の調査を実施した。その結果、7 基準全体の遵守率（遵守率）は 69.8%だった。さらに、100 羽未満の飼養農家も含めた遵守状況について報告要請があったため、都の畜産統計上、生産農家とする 38 羽以上 100 羽未満の飼養農家（小規模農家）及び中規模等農家に対し第 2 回目の調査を実施した。その結果、小規模農家の遵守率が低かったため、遵守率は 63.7%と前回より低い結果となった。また、この結果は全国平均と比較して全般的に低く、病原体の侵入リスクが高い状況と考えられた。この状況を受け、7 基準のうち、衛生管理区域及び家きん舎立ち入りの際の手指消毒の実施の 2 基準について、手指消毒薬の配布とともに実施を指導した。その結果、第 3 回目の調査では、遵守率は 76.1%と前回より改善した。

都の遵守率が低い要因として、中規模等農家では高齢化による体力的問題、小規模農家では衛生管理の認識不足などが挙げられる。今後、飼養衛生管理の普及啓発の継続実施や現地指導を通じて衛生意識の醸成を図るなどして遵守率の更なる向上を目指したい。

今シーズンは、令和 2 年 11 月 5 日の香川県三豊市の農場での HPAI 発生を皮切りに、18 県 52 事例の家きんでの発生が確認された。また、野鳥・環境試料では、国内各地で、例年より多くの野鳥・環境試料から HPAI ウイルス検出された状況であった。関東に目を向けると、千葉県、茨城県及び栃木県の複数の農場で HPAI が確認され、埼玉県、千葉県、栃木県及び茨城県の死亡野鳥・糞便から HPAI ウイルスが検出された。これらの状況から、都内での HPAI 発

生リスクが非常に高い状況であることが示唆された。

当所では、今シーズン初の HPAI 発生以降、広報誌「家保通信」の発行による注意喚起や JA への注意喚起ポスターの掲示依頼など、さまざまな対応を実施した。（表 1、2）国内での HPAI 多発の状況を受けて、農林水産省より全国の家きん飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況に関する報告依頼があったことを受け、以下の取組を実施した。

表1 HPAI続発に伴う当所の対応(1)

日付	内容	当所対応
11月5日	香川県三豊市の養鶏場にて、今シーズン初のHPAI発生以降、西日本を中心にHPAI続発	(1)家保通信号外5発行 (2)100羽以上飼養農家に注意喚起の電話連絡
12月7日	HPAI発生農場で遵守率の低かった7基準(以下、7基準)の遵守状況について、農水省より都道府県に報告要請(第1回目)	【第1回目報告(12月11日)】 調査対象:100羽以上飼養の農家 35戸 調査結果:69.8%
12月9日	農水省より全国の養鶏場の緊急消毒要請	(1)告示発出に伴い、文書発出(消毒命令に関する文書(対象:100羽以上飼養農家)、家保通信号外6など) (2)以下の消毒薬の送付とともに農場の消毒実施の指導 100羽以上:逆性せっけん消毒薬 38羽~100羽未満:消石灰
12月18日	農水省より、7基準の遵守状況について小規模農家を含めて調査するよう都道府県に報告要請(第2回目)	【第2回目報告(1月15日)】 調査対象:100羽以上 35戸 38羽~100羽未満 26戸 調査結果:63.7%
12月24日	千葉県いすみ市の養鶏場でHPAI発生【関東圏で今シーズン初】	家保通信号外7発行

表2 HPAI続発に伴う当所の対応(2)

日付	内容	当所対応
1月8日	農水省があらたに今シーズンのHPAIに関するリーフレット作成	38羽以上の飼養者に農水省リーフレットとともに、飼養衛生管理基準遵守に関する文書を発出
1月21日	千葉県のある飼養農場でHPAI発生	あひる飼養者に対し注意喚起の電話と併せて文書発出
1月22日	農水省より、7基準の遵守状況について前回と同様に調査するよう都道府県に報告要請(第3回目)	【第3回目報告(2月15日)】 調査対象:100羽以上 35戸 38羽~100羽未満 26戸 調査結果:76.1%
2月9日	東京都の遵守率が全国平均と比較して低い状況	手指消毒薬の送付と併せて消毒実施の指導に関する文書発出 対象農家:100羽以上 35戸 38羽~100羽未満 26戸
2月15日	HPAI続発が止まらず、依然として都内でのHPAI発生リスクが高い状況	JA中央会・本店に対し、HPAI注意喚起のポスターを送付し、店舗に掲示するよう依頼

## 飼養衛生管理基準遵守状況の調査 (第1回目)

### 調査内容

農林水産省より、飼養衛生管理基準の中でも HPAI 発生農場で実施が不十分とされた図3の7基準(7基準)の遵守状況について家きん飼養農場の自己点検結果を報告するよう要請があった。

衛生管理区域	1. 衛生管理区域に立ち入る人の手指消毒等 2. 衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用 3. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等
家きん舎	4. 家きん舎に立ち入る人の手指消毒等 5. 家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用
野生動物侵入防止対策	6. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置・点検・修繕
ねずみ・害虫対策	7. ねずみ・害虫の駆除

図3 HPAI発生農場で実施が不十分とされた飼養衛生管理7基準

家きんの飼養衛生管理基準は令和2年10月に改正され、改正前の基準よりさら

に厳しい内容となった。以下に報告要請のあった7基準のうち主なものを示す。

基準2. 衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用 (基準2)

基準5. 家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用 (基準5)

基準6. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置・点検・修繕 (基準6)

基準7. ねずみ・害虫の駆除 (基準7)

基準2と基準5により、履き替え前後の交差汚染防止対策が新たに設けられた。

基準6により、改正前はネット設置箇所が家きん舎に限定されていたのに対し、改正後は飼料庫や堆肥舎などの関係施設にも設置することが義務付けられた。

基準7は、改正により新しく盛り込まれた。

当所では概ね100羽以上飼養している家きん飼養農家に対し、年に2回の検査で立ち入った際に飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・衛生指導を行っているが、今年度は新型コロナウイルス緊急事態宣言を受け、当所でも業務の縮小等があったことで、現地指導は10月~11月にかけての一度のみであった。基準が改正されて間もなく、また、現地指導もままならない中で、今回の報告要請に対応せざるを得ない状況であった。

### 調査結果

定期報告で遵守状況の報告が義務付けられている中規模等農家(100羽以上飼育)35戸に対し調査を実施した。(表4)

表4 7基準遵守状況結果(第1回目)

対象: 35戸(飼養羽数: 100羽以上)

項目	東京都遵守率 (%)	全国遵守率 (%)
1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	71.4	93.0
2. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	57.1	90.1
3. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	80.0	89.2
4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	68.6	91.0
5. 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	54.3	88.7
6. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	62.9	90.9
7. ねずみ及び害虫の駆除	94.3	96.2

全国の遵守率と比較して、いずれの項目も低い状況であり、その中でも基準5は特に低いことがわかった。改正前の基準では、消毒槽や消石灰等の踏み込みによる靴の消毒を以て代えられたのに対し、改正後は家きん舎ごとの靴の設置・使用に限定され、交差汚染防止対策も盛り込まれたため、このような状況になったものと考えられた。

そのほか、遵守率が低い要因として、基準2は、衣服や靴が畑作業との兼用になってしまっていること、基準改正により衛生管理区域の設定方法が明確化されたことにより、複数の衛生管理区域を設けなくてはならず基準を満たさない状況になったことなどが考えられた。次に、基準6について、例えば堆肥舎の場合、堆肥を作るのに換気による発酵が求められることから、開放式の農場が多いため不遵守率が高いと考えられた。一方で、基準7が新基準にもかかわらず遵守率が高かったのは、元々実施していた、あるいは、取り組みやすいため改正後に実施したことが考えられた。

### 飼養衛生管理基準遵守状況の調査 (第2回目)

#### 調査内容

農林水産省より、7基準の遵守状況について、第2回目の報告を行うよう要請があ

った。また、報告対象として、100羽未満の家きん飼養農家にも調査対象を広げるよう要請があった。

#### 調査結果

都の畜産統計では、38羽以上の家きん飼養者を生産農家としているため、小規模農家(38羽~100羽未満飼養)26戸にも調査対象を広げて調査を実施した(表5)。

表5 7基準遵守状況結果(第2回目)

対象: 61戸

【飼養羽数内訳】100羽以上(中規模等農家): 35戸  
38羽~100羽未満(小規模農家): 26戸

項目	東京都遵守率 (%)	全国遵守率 (%)
1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	62.3	92.2
2. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	47.5	89.0
3. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	82.0	94.0
4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	59.0	91.6
5. 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	44.3	89.1
6. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	68.9	95.6
7. ねずみ及び害虫の駆除	82.0	93.9

その結果、第1回目と同様、全国平均に比べて全般的に低い結果となった。中規模等農家の第1回目と2回目の遵守率を比較すると、基準7以外の全ての基準について、遵守率の改善が見られた(表6)。

表6 中規模等農家の第1・2回目遵守率比較

項目	【第1回目】 遵守率 (%)	【第2回目】 遵守率 (%)
1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	71.4	85.7
2. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	57.1	68.6
3. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	80.0	88.6
4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	68.6	82.9
5. 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	54.3	60.0
6. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	62.9	68.6
7. ねずみ及び害虫の駆除	94.3	94.3
7基準全体平均	69.8	78.4

また、中規模等農家と小規模農家別の遵守率の状況と各基準の第1回目及び第2回目の遵守状況は表7に示す。この結果から、小規模農家の遵守率が低いために、全体の遵守率を押し下げ、第1回目より遵守率が低下したことがわかった。

表7 第2回目調査における規模・調査別の遵守率比較

項目	中規模等 遵守率 (%)	小規模 遵守率 (%)	東京都全体の 第2回(第1回) 遵守率(%)
1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	85.7	30.8	62.3 (71.4)
2. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の 設置並びに使用	68.6	19.2	47.5 (57.1)
3. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	88.6	73.1	82.0 (80.0)
4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	82.9	26.9	59.0 (68.6)
5. 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	60.0	23.1	44.3 (54.3)
6. 野生動物の侵入防止のためのネット等の 設置、点検及び修繕	68.6	69.2	68.9 (62.9)
7. ねずみ及び害虫の駆除	94.3	65.4	82.0 (94.3)

### 遵守率向上に向けた取組

#### 都内での HPAI 発生リスクの状況

第1回目及び第2回目の調査において、都の7基準遵守率は全国平均と比較していずれも全般的に低い状況であった。このような状況のため、現地に立ち入りし、効果的な衛生指導を実施したいところだったが、新型コロナウイルス緊急事態宣言により当所にも出勤抑制がかかり、その実施が難しい状況であった。

以上の状況から、都内での HPAI 発生リスクが非常に高く、遵守率をただちに引き上げ、発生リスクを軽減させる必要があった。

#### 遵守率向上に向けた取組

第2回目調査における7基準の未遵守農家戸数を図8に示す。

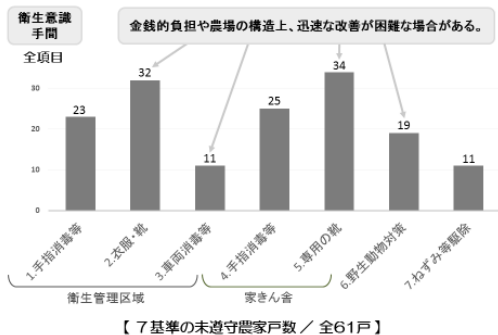


図8 第2回目調査における未遵守農家戸数

7基準が不遵守となる背景として、衛生意識の低さや作業効率上、手間がかかるなどの理由から実施していないことが考え

られた。また、そのような衛生意識の低さ等とはほかに、例えば野生動物侵入防止対策では、堆肥舎などの関係施設にもネット設置が義務付けられ、金銭的な負担がかかること、また、農場の構造上、例えば家きん舎が公道を挟んで複数あるなどで衛生管理区域を複数設けなくてはならず、基準を満たせないなどの問題を抱えていると考えられた。

そこで、基準1及び基準4については、どの農場でもすぐに実行できると考え、手指消毒実施の指導に関する文書とともに、手指消毒薬の配布を行った(図9)。



図9 手指消毒実施の指導に関する文書

### 飼養衛生管理基準遵守状況の調査 (第3回目)

#### 調査内容

手指消毒実施に関する文書指導・手指消毒薬の配布後、農林水産省より、第3回目の7基準の遵守状況の報告要請があった。

#### 調査結果

都の第1～第3回目結果及び全国の第3回目結果を表10に示した。手指消毒実施の指導により、基準1及び基準4は全農家が遵守となった。それ以外の基準についても、改善傾向が見られた。自己点検結果について、電話による聞き取り時に口頭ではあるものの指導を実施している影響と考えられた。

以上より、依然として全国平均と比べて遵守率は低いものの、遵守率は改善傾向にあると示唆された。

表10 第2回目調査における規模・調査別の遵守率比較

対象: 61戸

【飼養羽数内訳】 100羽以上: 35戸

38羽~100羽未満: 26戸

項目	東京都 第1回目 (%)	東京都 第2回目 (%)	東京都 第3回目 (%)	全国 遵守率 第3回目 (%)
1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	71.4	62.3	100	93.2
2. 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	57.1	47.5	50.8	90.9
3. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等	80.0	82.0	83.6	94.9
4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	68.6	59.0	100	93.3
5. 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	54.3	44.3	45.9	91.1
6. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	62.9	68.9	68.9	96.1
7. ねずみ及び害虫の駆除	94.3	82.0	83.6	95.2
7基準全体平均	69.8	63.7	76.1	93.5

### 課題と今後の方針

今回の調査から、都内の家きん飼養者は全国と比較すると、飼養衛生管理基準の遵守率が低いことが示唆された。特に小規模農家については、今まで飼養衛生管理の普及啓発を行ったことがない農家が多く、飼養衛生管理基準の認知度が低かった可能性がある。そのため、遵守率向上のためには小規模農家に対する普及啓発が急務と考える。また、今年度は新型コロナウイルス緊急事態宣言による出勤抑制等の影響により、衛生管理基準の改正があったにもかかわらず、現地指導が不十分な状況だった。さらに、衛生意識や金銭的負担、農家の高齢化など、農家によって抱えている問題は様々である。遵守率向上に向けて、一律的な指導だけではなく、農家の実情に応じて不遵守の穴を一つずつ解決していくことが求められている（図11）。

今後も都内でHPAIを発生させないために、当所広報誌「家保通信」や普及推進資料による衛生管理の普及啓発、農家の状況を踏まえた現地での効果的な指導を継続

して実施していく。特に小規模農家での遵守率が低いことを踏まえ、今後は小規模農家に対する普及啓発・現地指導を強化し、遵守率向上を図りたい。さらに、このような一律的な指導にとどまらず、農家の実情に合わせたフォローアップ指導を講じていく。



#### ① 飼養衛生管理の普及啓発

今回の調査で、全国と比較して飼養衛生管理基準の遵守率が低いことが判明  
 ■今まで普及啓発を行ってなかった小規模飼養者に対する普及啓発が急務

#### ② 現地による効果的な指導

現状の問題点: 新型コロナウイルス緊急事態宣言下による出勤抑制などにより  
 現地指導ができていない。

#### ③ 農家の実情に合わせたフォローアップ

農家によって、実情は様々  
 各農家に応じたフォローアップを講じて、不遵守の穴を埋め、  
 遵守率の更なる改善を目指す必要がある。

図11 課題と今後の方針